

トピックス 戸別所得補償モデル対策の実施

- 我が国農業の産業としての持続性を速やかに回復させ、食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るため、戸別所得補償制度を導入し、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備。
- 自給率向上のために水田農業のてこ入れを図る必要があることから、平成22年度（2010年度）に戸別所得補償モデル対策を実施。このモデル対策では、水田を有効活用して食料自給率向上のポイントとなる麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を拡大させるための支援（「水田利活用自給力向上事業」）と、自給率向上に取り組む環境をつくるための支援（「米戸別所得補償モデル事業」）を一体として実施。
戸別所得補償制度により、閉塞感を与えてきた米の生産調整政策についても大転換。
- これらモデル対策の効果を検証し、本格的な戸別所得補償制度を導入。
- なお、農業所得に占める政府からの直接支払の割合をみると、日本の23%に対し、EUでは78%。戸別所得補償制度の導入は、農業所得に占める直接支払の割合を高めるものであり、こうした意味からも農政の大転換。

トー 1 「水田利活用自給力向上事業」の仕組み

交付単価

①戦略作物

作物	単価 (10a当たり)
麦、大豆、飼料作物 〔水田経営所得安定対策の単価（全国平均）〕	3.5万円 小麦（田）4.0万円 大豆（田）2.7万円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円

②その他の作物

都道府県単位で作物及び単価を設定

③二毛作

（主食用米と戦略作物、戦略作物同士の組合せ）
10a当たり 1.5万円

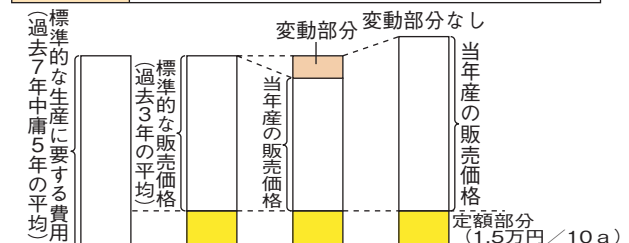
交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、「米の生産数量目標」の達成にかかわらず交付対象とする。

トー 2 「米戸別所得補償モデル事業」の仕組み

交付単価

定額部分	10a当たり1万5千円（全国一律）
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去3年平均）を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



交付対象者

「米の生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農（水稲共済加入者又は当然加入面積未済等の場合は21年度の出荷・販売実績のあるもの）

（交付対象となるのは、主食用米の作付面積から自家消費用・贈答用分として一律10a差し引いた面積）

（日本・EUにおける農業所得に占める政府からの直接支払額の割合）

農業所得に占める政府からの直接支払額の割合についてみると、我が国では23%になっているのに対し、EUにおいては、78%となっており、これを通じて多面的機能を有する農業を支えています。

戸別所得補償制度の導入は、我が国における農業所得に占める政府からの直接支払額の割合を高めるものであり、このような意味からも農政の大転換に大きく舵をとるものといえます。

トー 3 日本・EUにおける農業者への直接支払額

（単位：億円、%）

	日本	EU (25か国)
直接支払額	6,943	84,598
農業所得	30,803	107,900
農業所得に占める直接支払額の割合	23	78

資料：農林水産省作成

注：直接支払額は、各国のWTO通報（2006年）により試算
農業所得については、農林水産省「生産農業所得統計」の生産農業所得、欧州委員会統計局「EUROSTAT」のEntrepreneurial income